

私法上の法律行為と課税

当初予定したよりも重い納税義務が生ずることに気づき、

1 錯誤無効

かつて

動機の錯誤だから無効主張できない

平成29年改正

95条2

(錯誤)参照条文判例要旨第九五条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

今日、税は私法上の意思決定において考慮に入れるべきものだから錯誤無効が認められることもあるべき

ただし、民事訴訟等により無効確定し原状回復は必要

2 合意により取消・解除した場合

「私的自治の尊重、納税者間の課税の公平の確保、及び租税法律関係の安定の維持の3つの妖精の合理的調整の必要性に鑑みると、法定申告期限が経過するまでの間に成した取消・解除に限り、その効果を主張しうると解すべき」金子132

合意解除は新たな合意だから

私法上の効果と同じと考えていいのでは

売買か贈与か借金の返済かを事実認定というのはやめてもらいたい。

事実認定というのは金を渡したか、どのような会話をしたか、どのような書証が存在するか。こういう剥き出しの事実の認定。

それが売買か贈与か返済かは法律解釈。これがわからないと話が噛み合わないし、法律解釈を事実認定と表現しながら判決批判してもダメです。だいたい、判決読めば、法律解釈を事実認定と言ってしまう用語の誤りがわかると思うんだけどな。

